

○近江八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年10月1日

条例第31号

改正 平成27年12月18日条例第49号

平成28年3月22日条例第5号

平成30年3月19日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平27条例49・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平27条例49・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。

付 則（平成27年条例第49号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

付 則（平成28年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（平27条例49・平28条例5・平30条例3・一部改正）

機関	事務
1 市長	近江八幡市福祉医療費助成条例（平成22年近江八幡市条例第151号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	近江八幡市老人福祉医療費助成条例（平成22年近江八幡市条例第152号）による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	近江八幡市子ども医療費助成条例（平成23年近江八幡市条例第38号）による支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	近江八幡市精神障害者精神科通院医療費助成に関する事務であ

	って規則で定めるもの
5 市長	法定外予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	新型インフルエンザワクチン接種の助成金に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	自立支援教育訓練給付金に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。）に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	近江八幡市立幼稚園条例（平成22年近江八幡市条例第112号）による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	重度心身障害老人等福祉助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

（平27条例49・全改、平28条例5・平30条例3・一部改正）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	近江八幡市福祉医療費助成条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に

		<p>関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	<p>近江八幡市老人福祉医療費助成条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>近江八幡市子ども医療費助成条例による支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>近江八幡市精神障害者精神科通院医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	<p>法定外予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	<p>新型インフルエンザワクチン接種の助成金に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国</p>

		<p>の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
7 市長	<p>予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
8 市長	<p>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
9 市長	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
10 市長	<p>自立支援教育訓練給付金に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情</p>

		報」という。）、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	母子家庭等高等職業訓練促進給付金に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	昭和29年社発第382号通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障がい児福祉手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業

		の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1.3 市長	近江八幡市立幼稚園条例による保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1.4 市長	重度心身障害老人等福祉助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

（平27条例49・一部改正）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する

			情報であって規則 で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療 に要する費用についての援 助に関する事務であって規 則で定めるもの	市長	住民票関係情報で あって規則で定め るもの